

# ○群馬県警察管区機動隊隊員腕章の制定について(例規通達)

昭和 53 年 8 月 18 日

群本例規第 11 号 (備二、務、外) 警察本部長

[沿革]

平成 8 年 3 月群本例規第 5 号 (務) 改正

みだしのことについて、警察官の服制に関する規則施行細則 (昭和 32 年群馬県警察本部訓令甲第 5 号) 第 6 条の規定に基づき、次のとおり管区機動隊隊員腕章 (以下「腕章」という。) を制定し装着させることとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 制定の目的

管区機動隊員が制服を着用した場合に、所定の腕章を装着させることによつて、隊員としての自覚と誇りをもたせ士気の高揚を図るとともに、より効果的な隊運用を行い、もつて、県民の信頼と期待にこたえることを目的とする。

### 2 着装の基本

管区機動隊員は、勤務に当たつて、制服を着用する場合には、腕章を装着するものとする。ただし、所属長が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

### 3 腕章の制式

別表のとおりとする。

### 4 着装要領

腕章は、左上腕部に所定のひもを肩章の内側にまわして固定し装着するものとする。

### 5 適用

適用は、昭和 53 年 10 月 1 日とする。

### 6 隊員のえり章

管区機動隊員のえり章については、従前どおりとする。

別表省略